

## 特定消費者向け製品中の難燃剤含有を制限



米ワシントン州知事は 4 月 1 日、特定の消費者向け製品中の有害な難燃剤の使用を制限する法案 (HB2545) に署名しました。

ワシントン州: 子供製品安全法 (CSPA) は 2011 年に施行され、州が定める 66 の高懸念物質を含有する子供向けの製品の製造・販売企業に定期的な報告を義務付けるとともに、連邦法の CPSIA の要件をより厳しくする形で、鉛、カドミウム、フタル酸エステル類を一定濃度以上含有する子供向け製品について販売禁止等の規制を課しています。

今回の署名により、ワシントン州では、子供向け製品および家庭用布張り家具について、2017 年 7 月 1 日以降、次の 5 物質を 0.1wt% 超構成部品中に含有する製品の製造や販売が禁止されることとなります。

物質名(英名)	物質名(和名)	CAS 番号
(tris(1,3-dichloro-2-propyl) phosphate) (TDCPP)	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)	13674-87-8
tris (1-chloro-2-propyl) phosphate) (TCEP)	リン酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8
decabromodiphenyl ether	デカブロモジフェニル エーテル	1163-19-5
Hexabromocyclododecane (HBCD)	ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4
tetrabromobisphenol A	2,2'-ビス(4'-ヒドロキシ-3',5'-ジブロモフェニル)プロパン	79-94-7

当社では、有害金属分析等において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 28 年 3 月 1 日付 ワシントン州法案  
平成 26 年 8 月 22 日付 J-Net21 コラム

分析技術箇所 竹下尚長

